

# 総務政策常任委員会資料

令和3年6月24日（木）

総合政策部

# 目次

I	予算議案	
○	令和3年度6月補正予算案について(議案第1号関係)	1
II	特別議案	
○	宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例について(議案第8号) (中山間・地域政策課)	10
○	宮崎県犯罪被害者等支援条例について(議案第9号) (人権同和対策課)	11
III	報告事項	
○	令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について (別冊:令和3年6月定例県議会提出報告書 7ページ)	13
○	令和2年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について (別冊:令和3年6月定例県議会提出報告書 17ページ)	13
IV	その他報告事項	
○	次期宮崎県総合計画の策定について (総合政策課)	14
○	令和2年国勢調査(人口速報集計結果)について (統計調査課)	19
○	宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について (総合交通課)	20
○	宮崎県過疎地域持続的発展方針(素案)について (中山間・地域政策課)	22
○	令和2年度の移住実績について (中山間・地域政策課)	25
○	第11次宮崎県交通安全計画の策定について (生活・協働・男女参画課)	26
○	第4次みやざき男女共同参画プランの策定について (生活・協働・男女参画課)	28
○	みやざき文化芸術振興条例(仮称)の概要について (みやざき文化振興課)	29
○	宮崎県人権尊重の社会づくり条例(仮称)の制定について (人権同和対策課)	30
○	国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備について (国民スポーツ大会準備課)	31

## 【添付資料】

資料1	令和2年国勢調査 人口速報結果の概要	<統計調査課>
資料2	宮崎県過疎地域持続的発展方針(素案)	<中山間・地域政策課>
資料3	第11次宮崎県交通安全計画(令和3年度~令和7年度)	<生活・協働・男女参画課>
資料4	県有主要3施設の整備イメージ	<国民スポーツ大会準備課>

# I 議案(予算議案)

(議案第1号関係)

## 令和3年度6月補正予算案について

### 1 補正予算総括表

補正額 516,876 千円

(一般会計)

(単位:千円)

所 属 名	補 正 額	補正前の額	補正後の額
総 合 政 策 課	48,152	1,342,049	1,390,201
秘 書 広 報 課	31,200	532,873	564,073
統 計 調 査 課	0	334,805	334,805
総 合 交 通 課	416,978	1,533,968	1,950,946
中山間・地域政策課	20,546	837,538	858,084
産 業 政 策 課	0	1,029,353	1,029,353
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課	0	463,719	463,719
み や ざ き 文 化 振 興 課	0	8,820,860	8,820,860
国民文化祭・障害者 芸 術 文 化 祭 課	0	301,400	301,400
人 権 同 和 対 策 課	0	125,525	125,525
情 報 政 策 課	0	1,551,153	1,551,153
国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 課	0	2,242,500	2,242,500
計	516,876	19,115,743	19,632,619

(開発事業特別資金特別会計)

総 合 政 策 課	0	21,036	21,036
-----------	---	--------	--------

(一般会計+特別会計)

総 合 政 策 部 合 計	516,876	19,136,779	19,653,655
---------------	---------	------------	------------

◎持続可能な県づくり推進調査事業

総合政策課

1 事業の目的・背景

変異株の出現や新型コロナの再拡大、ワクチン接種の動向など、新型コロナに関連する社会情勢が刻々と変化し続けている状況を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナの2つの視点から、県民生活や企業活動への影響を的確に把握するための分野別・産業別調査等を行い、県が取り組むべき課題やその優先度、中長期的な見通しなど、分野別施策の方向性を整理し、効果的な施策展開につなげる。

2 事業の概要

- (1) 予算額 34,998千円
- (2) 財源 国庫：10,268千円  
一般財源：24,730千円
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 事業内容

- ① 公的データには表れない県民・企業等の意識調査
  - ・新型コロナによる生活への影響や将来像の変化等に関する県民アンケート調査
  - ・県内各産業に対するアンケート・ヒアリング調査 など
- ② 将来予測・シミュレーション
  - ・コロナの影響を踏まえた人口推計
  - ・コロナの影響を踏まえた産業人口動態等のシミュレーション など
- ③ 調査を基にした分野別施策のあり方検討
  - ・外部有識者を交えた意見交換
  - ・大学生等の若者を交えたワークショップ など

3 事業の効果

本調査事業を通じて、社会情勢が刻々と変化するウィズコロナ期における的確な施策対応やポストコロナを見据えた分野別施策の再構築、さらには、県総合計画長期ビジョンの見直しにも反映していくことにより、将来にわたって持続可能な県づくりを推進する。

【参考】ポストコロナ時代における本県のあり方調査事業（令和2年度）

県内外における新型コロナによる影響や変化のポイントを幅広く総括的に整理

今後の施策構築に当たってのポイント

調査方法	公的データ、文献調査
	外部有識者ヒアリング・セミナー

<p><b>1 地方への関心の高まり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然や食、恵まれた子育て環境等の強みを生かした都市部人財の獲得強化</li> <li>・若者のローカル志向の高まりに乗じた若者の県内定着促進</li> </ul>	<p><b>4 産業人財の確保・育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポストコロナにおいて重要性を増すデジタル人財の確保・育成</li> <li>・テレワークを契機とした移住の促進やワーケーションの誘致</li> </ul>
<p><b>2 デジタル化の急加速</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化やAI等の先端技術を活用した未来志向の産業振興</li> <li>・農林水産業のDXによる人手不足の解消や付加価値向上</li> <li>・中山間地域の豊かな自然×デジタルインフラ整備による魅力ある地域づくり</li> </ul>	<p><b>5 観光再生・その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンド需要だけに頼らない新しい観光スタイル構築</li> <li>・グローバル化の停滞が見込まれる中での輸出戦略見直し</li> <li>・スポーツや神話、豊かな食などの本県観光資源の強みを強化するための地域内取引促進</li> </ul>
<p><b>3 脱炭素社会への転換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊富な森林資源や日照量等、自然エネルギーの活用による新産業の創出・脱炭素化に伴う産業構造転換</li> </ul>	

㊦ 「ジモ・ミヤ・ラブ」地産地消情報発信強化事業

総合政策課

1 事業の目的・背景

長期化する新型コロナウイルスの影響により、第4波による景気全体の倦怠感・後退感が強まる中、大きな打撃を受けている県内経済を下支えするため、「ジモ・ミヤ・ラブ」をキャッチフレーズとして、県民自身による地産地消・応援消費に関する意識啓発や情報発信を行う。

2 事業の概要

(1) 予算額 13,154千円

(2) 財源 国庫

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 事業内容

① 「ジモ・ミヤ・ラブ」プロモーション強化事業

・地産地消を推進する「ジモ・ミヤ・ラブ」をキャッチフレーズとして、県民による地産地消・応援消費を促すテレビCM等の配信を行う。

② 「ジモ・ミヤ・ラブ」ポータルサイト改修事業

・地産地消のポータルサイト「ディスカバー宮崎」について、「ジモ・ミヤ・ラブ」を基本コンセプトに全面改修し、インスタグラム等との連携を行う。

3 事業の効果

「ジモ・ミヤ・ラブ」を旗印に、分野別の消費拡大キャンペーン等との連携やテレビCM、インターネット広告など情報発信を強化することにより、県内経済の維持・早期回復を図ることができる。



◎みんなで参加する国文祭・芸文祭情報発信事業

秘書広報課広報戦略室

1 事業の目的・背景

国民的行事として国文祭・芸文祭が7月から本県で開催されるが、4月以降、本県も含め、全国的に新型コロナウイルスの第4波として大きく感染が拡大し、今後の感染状況によっては、参加・観覧人数がさらに制限される懸念もあることから、大会会場を訪れることのできない県内外の方々に向けて、大会の映像を広く配信することで、県民等が文化・芸術に親しむ機会を提供する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 31,200千円
- (2) 財源 国庫
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 事業内容

① 国文祭・芸文祭プログラム映像配信事業

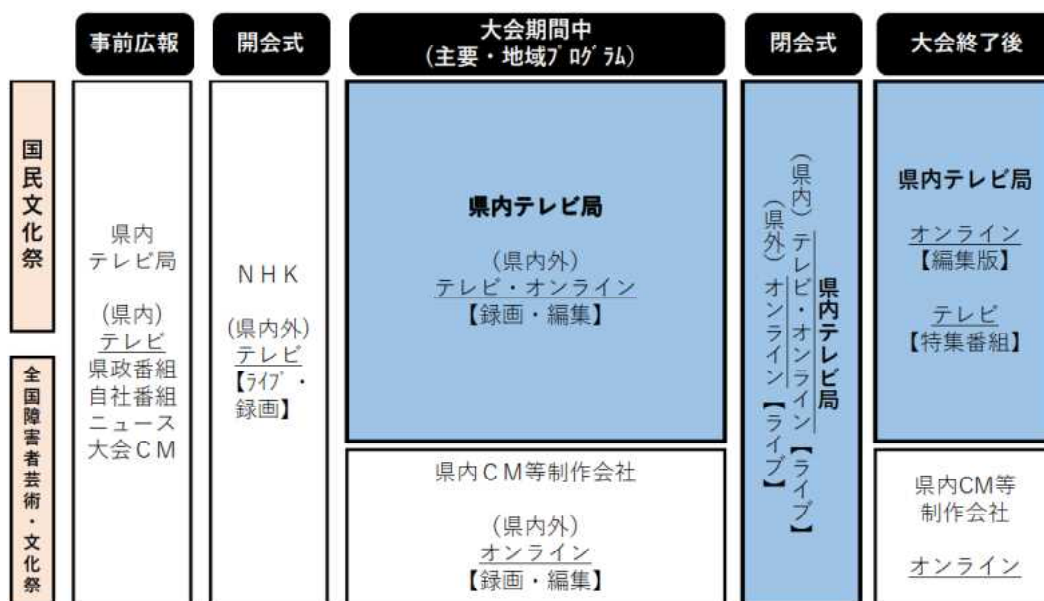
主要なプログラム（閉会式を含む）及び市町村実行委員会が主催する地域のプログラムの中から、県内外の関心が高いものなどを選定し、その映像を県内テレビ局に委託して県内外に配信する。

② 国文祭・芸文祭特集番組制作配信事業

特集番組の制作・配信を、県内テレビ局に委託して実施する。

3 事業の効果

会場を訪れることのできない県内外からの参加者等が、老若男女問わず、興味のあるプログラムに参加できるようになり、大会の一層の盛り上げが図られるとともに、県民の文化・芸術に関する意識醸成につながるほか、ポストコロナを見据えた本県の文化的魅力のPRにも資することができる。



# 地域間幹線バス路線の状況について

総合交通課

## 1 新型コロナウイルス感染症発生前の状況

地域間幹線バス路線（地域間幹線系統）については、国・県による補助制度があるが、平均乗車密度の低い路線は一部補助がカットされる等により、毎年約2億円程度の事業者負担が生じており、それを高速バス事業や貸切バス事業などで補うことにより、路線維持が図られてきた。

### ■地域間幹線系統の状況(実績値)

(単位:千円)

区分		H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)
経常収益		1,200,114	1,172,277	1,177,882	1,185,400
経常費用		1,676,609	1,724,597	1,763,700	1,765,170
欠損額		▲ 476,495	▲ 552,320	▲ 585,818	▲ 579,770
補助額	国県補助額	306,014	259,050	289,494	300,944
	市町村補助額	53,477	83,155	74,923	83,450
	合計	359,491	342,205	364,417	384,394
補助後の欠損額 (事業者負担額)		▲ 117,004	▲ 210,115	▲ 221,401	▲ 195,376
高速バス・貸切バス事業 等損益合計		189,455	404,534	239,517	202,353

## 2 新型コロナウイルス感染症発生後の状況

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人流が大きく抑制され、バス利用者が激減し、収益性の高い高速バス事業や貸切バス事業も大幅な赤字となっている。

このため、地域間幹線バス路線の事業者負担分を他事業で補うことができなくなっている。

## 3 今後の取組方針

コロナ禍において、地域間幹線バス路線の維持を図るため、県や関係市町村で連携し、緊急的な運行支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた持続可能なバス路線網の構築のため、事業者の経営努力による赤字圧縮を求めるとともに、県・市町村・バス事業者等で連携して、路線のあり方について見直しを進める。

- ① 利用実態の把握
- ② 運行区間・経路の再検討
- ③ 車両の小型化・定時ダイヤのデマンド化等の検討
- ④ 乗合タクシー等他の交通モードへの転換・組合せの検討

(参考)

令和元年度 全376系統（幹線系統、広域、一般路線）のうち、  
平均乗車密度が1人未満の路線：30系統

④地域間幹線バス運行支援事業

総合交通課

1 事業の目的・背景

県民の重要な移動手段である地域間バス路線について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者が著しく減少していることから、運行支援を行うことにより当該路線の安定的な運行を確保するとともに、ポストコロナを見据えた県内広域にわたるバス路線網のあり方について、県が主体となって包括的に効率化・最適化に向けた検討を行うことにより、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築を図る。

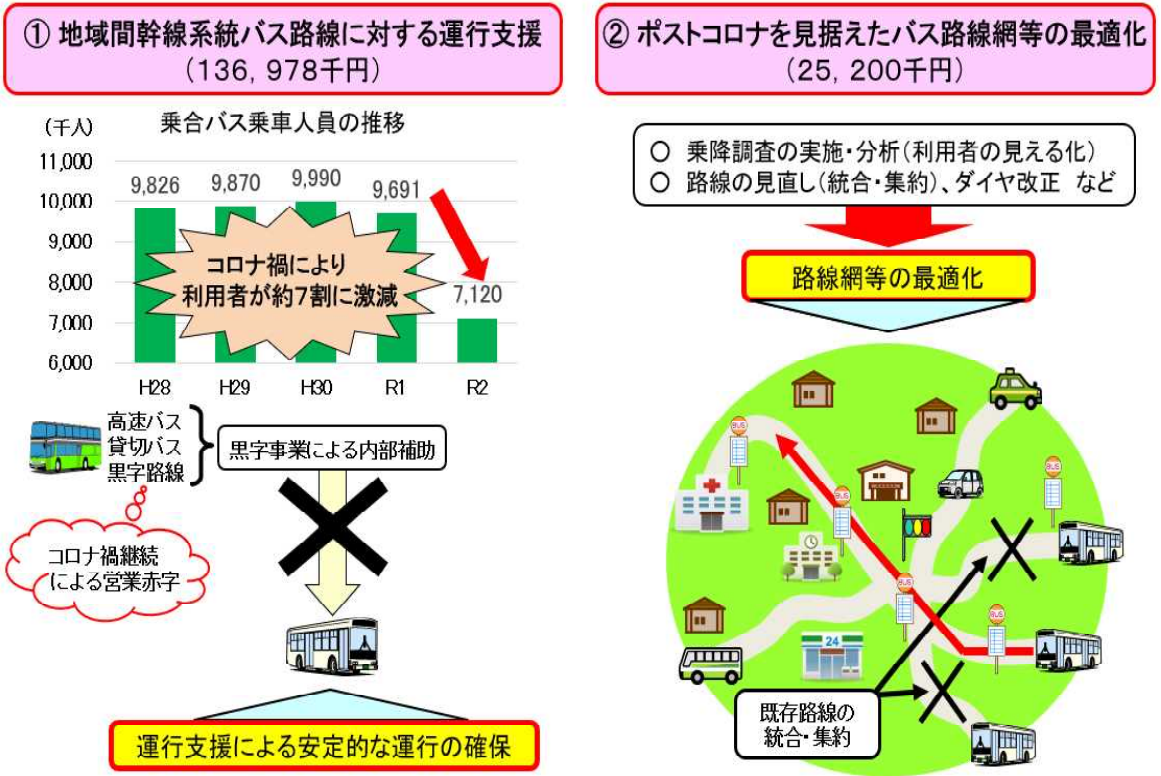
2 事業の概要

- (1) 予算額 162,178千円
- (2) 財源 国庫
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 事業内容

- ① 地域間幹線系統バス路線の維持に向けた運行支援（補助率 定額）
- ② ポストコロナを見据えたバス路線網等の効率化・最適化

3 事業の効果

本県の重要なバス路線である地域間幹線系統に対する支援を強化することにより、安定的な運行が確保でき、県民の移動手段の維持・確保を図ることができる。





## 市町村交通事業者支援事業

総合交通課

### 1 事業の目的・背景

コロナ禍の影響が長期化し、2回目の県独自の緊急事態宣言が発令されるなど、さらなる人流の抑制により、県内各地域の公共交通事業者等の経営は非常に厳しい状況にあることから、市町村が実施する地域公共交通事業者等への支援の取組に対して補助を行う。

### 2 事業の概要

(1) 予算額 254,800千円

(2) 財源 国庫

(3) 事業期間 令和3年度

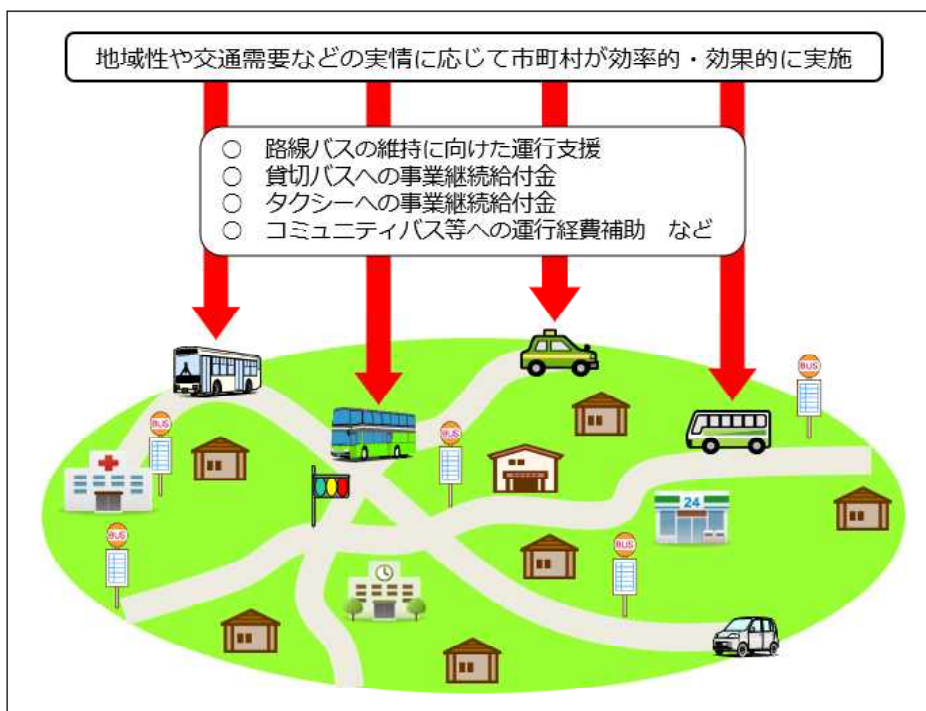
#### (4) 事業内容

市町村が実施する地域公共交通事業者等への支援事業に対する補助（補助率 定額）

### 3 事業の効果

市町村が実施する地域公共交通事業者等への支援事業に対して補助することにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な支援を行い、県民の移動手段を確保、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持を図る。

### 市町村が実施する地域交通事業者等への支援事業に対する補助



## 中山間地域移動手段確保支援事業

### 中山間・地域政策課

#### 1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、顕在化が懸念される中山間地域の交通弱者に対応するため、地域住民主導で実施する自家用有償旅客運送等の導入検討を支援することで、交通空白地の移動手段確保を促進する。

#### 2 事業の概要

- (1) 予算額 14,494千円
- (2) 財源 国庫
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 実施主体 県
- (5) 事業内容

##### ① 交通空白地解消支援事業

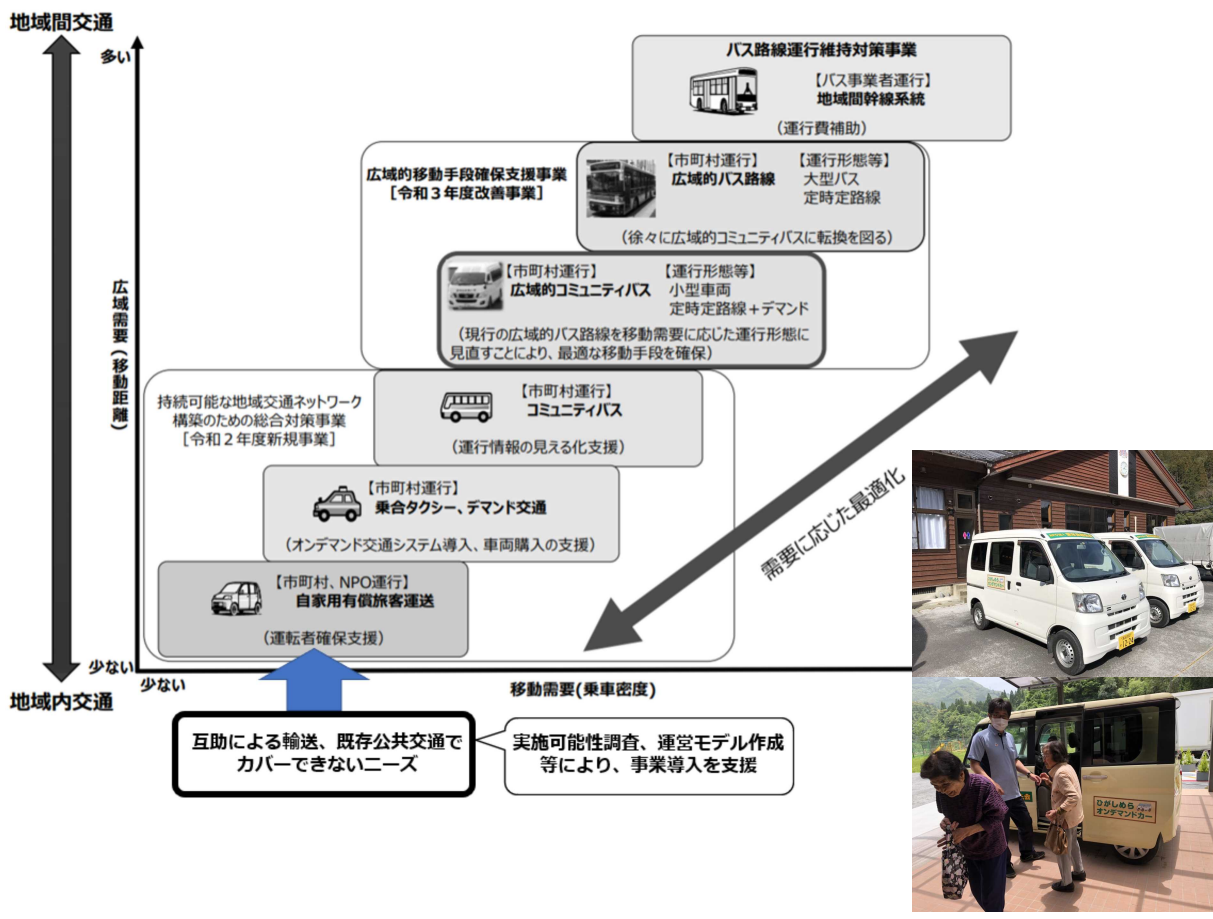
自家用有償旅客運送等の起ち上げを検討する中山間地域において、地域住民が主体となったニーズ調査や話し合い、運営・運行体制の検討を支援する。

##### ② 起ち上げ・運営支援研修会

市町村職員や地域の代表者を対象に、オンラインを組み合わせた交通空白地解消等に関する研修会を開催する。（全5回程度）

#### 3 事業の効果

地域住民が主体となった自家用有償旅客運送等の起ち上げ検討を支援することにより、地域運営組織の形成促進と「宮崎ひなた生活圏づくり」の加速化が図られる。



㊦ ワークेशन受入体制構築事業

中山間・地域政策課

1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、全国的に関心が高まりつつあるワークेशनの取組を本県においても定着させるため、全県的な推進体制の構築や情報提供等を行うことでその一層の促進を図る。

2 事業の概要

- (1) 予算額 6,052千円
- (2) 財源 国庫
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 実施主体 県
- (5) 事業内容

① ワークेशन推進組織の設立

県内でのワークेशनを推進する体制を構築するため、市町村や民間宿泊事業者等に呼びかけて協議会を設立するとともに、先進事例や支援施策の情報共有や研究等を行う。

② 県内ワークेशन情報の一元化

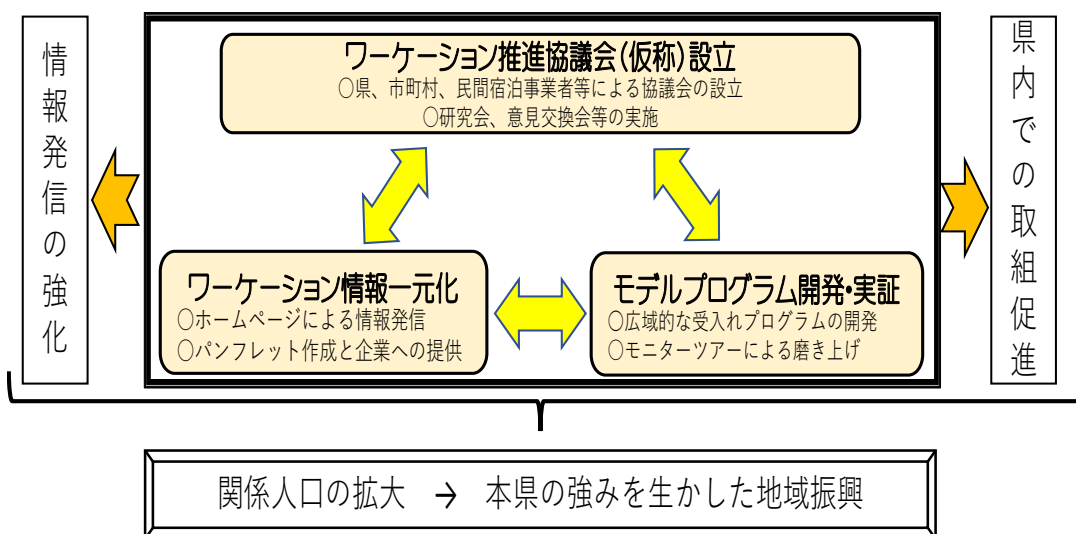
ワークेशनに関する情報を一元的に発信するためのホームページ制作及び県外企業向けセールス用のパンフレット作成を行う。

③ モデルプログラムの開発・実証

旅行会社等とタイアップして、広域的な受入れモデルプログラムを開発し、県外企業等を対象にしたモニターツアーを実施することにより、課題の検証等を行う。

3 事業の効果

ポストコロナも見据えながら、ワークेशनの受入体制を構築することで、県内での取組促進や対外的な情報発信の強化が図られ、関係人口の拡大につながる事ができる。



## II 特別議案

(議案第8号)

### 宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例について

中山間・地域政策課

#### 1 改正の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、関係規定の改正を行う。

#### 2 改正の内容

中山間地域の定義について、引用する法律及び条項の変更を行う。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。 (1)～(4) [略] (5) <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u>  (6) [略] 2 [略]	(定義) 第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。 (1)～(4) [略] (5) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項、同条第2項(同条第3項の規定において準用する場合を含む。)、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u>  (6) [略] 2 [略]

#### 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県中山間地域振興条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

## 宮崎県犯罪被害者等支援条例について

人権同和対策課

### 1 制定の理由

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的として、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための条例を制定する。

### 2 条例の概要

別紙のとおり

### 3 施行期日

公布の日

### 4 その他

#### (1) これまでの取組

令和2年 7月 総務政策常任委員会（条例制定について報告）  
9月 検討委員会における検討（令和3年1月まで、計3回開催）  
12月 総務政策常任委員会（条例骨子（案）の報告）  
パブリックコメントの実施

#### (2) パブリックコメントの結果

- ① 実施期間 令和2年12月8日から令和3年1月7日まで
- ② 周知の方法 県ホームページ及び新聞への掲載、県政相談室等における閲覧
- ③ 意見の概要

○意見数 14件（7名）

○主な意見

- ・ 被害者の苦しみは大変なものだと思われるため、県全体で被害者の方を支援していくのはとても良い制度だと思う。
- ・ 前文において、被害者支援の基本的考え方や県の姿勢が分かりやすく示されており、こうした考えに基づいて、様々な角度からの支援が進められることを期待する。
- ・ 住民にとって身近な自治体である市町村においても、地域の実情を織り込んだ犯罪被害者等支援条例が定められ、県と連携した支援のための取組が進められることを期待する。
- ・ 「事業者の責務」の項では、犯罪被害者が勤務先で二次被害を被ることがないよう配慮が求められており、犯罪被害者が直面する現実的な問題を汲み取った条例案づくりがなされていると思う。
- ・ 県及び市町村がうまく連携し、被害者支援体制を充実させてほしい。

## 「宮崎県犯罪被害者等支援条例」の概要

## 1 目的（第1条）

犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、県、県民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

## 2 基本理念（第3条）

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

## 3 各主体の責務等（第4条～第8条）

## 県

- ・ 支援施策の総合的な策定、計画的な実施
- ・ 二次被害防止への配慮
- ・ 国、市町村、民間支援団体等との連携、協力
- ・ 市町村への情報提供、助言等
- ・ 他の都道府県との情報の共有その他の連携

## 県民

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解の増進
- ・ 二次被害防止への配慮
- ・ 国、県及び市町村の犯罪被害者等支援施策への協力

## 事業者

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解の増進
- ・ 二次被害防止への配慮
- ・ 国、県及び市町村の犯罪被害者等支援施策への協力
- ・ 従業員が犯罪被害を受けた場合の就労に関する配慮

## 民間支援団体

- ・ 専門的知識及び経験を活用した迅速かつきめ細かな支援
- ・ 国、県及び市町村の犯罪被害者等支援施策への協力

## 4 基本計画（第9条）

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定

## 5 基本施策（第11条～第22条）

- ・ 相談及び情報の提供等
- ・ 心身に受けた影響からの回復
- ・ 日常生活の支援
- ・ 安全の確保
- ・ 居住の安定
- ・ 雇用の安定
- ・ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- ・ 経済的負担の軽減
- ・ 県民及び事業者の理解の増進
- ・ 学校における教育
- ・ 人材の育成
- ・ 民間支援団体の活動の支援

### Ⅲ 報告事項

#### 令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

所 属	事 業 名	繰越額(円)	繰 越 理 由
総合交通課 (2事業)	佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業	49,767,000	事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
	みやざき公共交通需要回復プロジェクト事業	205,449,000	事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
産業政策課 (1事業)	フードビジネス産業基盤強化事業	165,176,000	事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
みやざき文化振興課 (2事業)	県立芸術劇場大規模改修事業	54,305,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。
	県立芸術劇場衛生環境改善事業	14,366,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足することによるもの。
国民文化祭・障害者芸術文化祭課 (1事業)	国民文化祭開催事業	717,241,000	事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
情報政策課 (1事業)	県庁デジタル化・リモート化推進事業	67,980,000	工法の検討等に日時を要したことによるもの。
国民スポーツ大会準備課 (1事業)	県有スポーツ施設整備事業	1,008,839,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。
合計(8事業)		2,283,123,000	

#### 令和2年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

所 属	事 業 名	繰越額(円)	繰 越 理 由
中山間・地域政策課 (1事業)	水力発電施設周辺地域対策事業	14,333,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主体において事業が繰越しとなることによるもの。
合計(1事業)		14,333,000	

# 次期宮崎県総合計画の策定について

総合政策課

## 1 計画策定の趣旨

県総合計画「未来みやざき創造プラン」は、令和12（2030）年の将来を展望した「長期ビジョン」と、それを具体的に推進するための4年間の施策展開を示した「アクションプラン」で構成（平成23年度策定、平成27年度及び令和元年度改定）。

現行計画の策定から約10年が経過し、将来展望や重要課題を再整理するとともに、急速な人口減少・少子高齢化の進行や新型コロナによる様々な社会変容など、大きな転換点を迎えている現状も踏まえ、新たな総合計画の策定に着手する。

## 2 策定イメージ

### 【長期ビジョン】

現行の計画策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、将来推計の時点修正をはじめ、本県の将来像、長期的視点からの重要課題に対応していくための施策の方向性など、長期ビジョンを新たに描き直す。

### 【アクションプラン】

短期的（令和5～8年度の4年間）に取り組むべき重点施策の推進プランとして新たに策定する。

## 3 策定方法

- (1) 宮崎県総合計画審議会への諮問
  - ・総合計画の見直しに係る調査、審議
  - ・アクションプランの重点施策に係る政策評価
- (2) 県民アンケートや地域別市町村会議等の実施
  - ・県民へのアンケート調査
  - ・市町村との意見交換
  - ・若者との意見交換
  - ・「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の案に係るパブリックコメント

## 4 当面の策定スケジュール（予定）

令和3年	7月～	第1回総合計画審議会（以後適宜開催）
	8月	地域別市町村会議（以後適宜開催）
	10月	県民アンケート、若手事業者や大学生等との意見交換
	12月	県議会常任委員会（長期ビジョン策定途中経過報告）
令和4年	3月	県議会常任委員会（長期ビジョン骨子案）
令和4年度以降		パブリックコメント 県議会議案提出（長期ビジョン、アクションプラン）



## 5 宮崎県総合計画アクションプランの状況

### (1) 主な指標

#### 合計特殊出生率

- ▶ 合計特殊出生率は改善傾向にあったが、令和2年に大きく下落。
- ▶ 出生数は急激に減少。

	第1期(H23~26)	→	第2期(H27~30)	→	第3期(R1~4)
合計特殊出生率	1.69(H26)	→	1.72(H30)	→	1.68(R2)
出生数	9,509人(H26)	→	8,434人(H30)	→	7,719人(R2)

#### 高校・大学等卒業者の県内就職率

- ▶ 高校生の県内就職は改善傾向にあるものの、大学・短大生の県内就職率は下落。

	第1期(H23~26)	→	第2期(H27~30)	→	第3期(R1~4)
高校卒業生	54.3%(H26.3卒)	→	56.8%(H30.3卒)	→	58.0%(R2.3卒)
大学・短大等卒業生	46.5%(H26.3卒)	→	43.1%(H30.3卒)	→	41.6%(R2.3卒)

#### 県内総生産等

- ▶ H26 → H30では、県内総生産が約7.1%増、県民所得が約10%増。

	第1期(H23~26)	→	第2期(H27~30)	→	第3期(R1~4)
県内総生産	34,921億円(H26)	→	37,402億円(H30)	→	未確定
1人あたりの県民所得	2,242千円(H26)	→	2,468千円(H30)	→	未確定
県際収支	-4,198億円(H26)	→	-3,528億円(H30)	→	未確定

#### 輸出額

- ▶ H30年度までは順調に伸びてきていたが、令和元年度は、中国の貿易摩擦等による世界的な貿易の落ち込み等を背景に大きく減少。

	第1期(H23~26)	→	第2期(H27~30)	→	第3期(R1~4)
輸出額	1,507億円(H26)	→	2,000億円(H30)	→	1,824億円(R1)

#### 観光消費額

- ▶ これまで順調に伸びてきているが、今後、新型コロナの影響が懸念される。

	第1期(H23~26)	→	第2期(H27~30)	→	第3期(R1~4)
観光消費額	1,503億円(H26)	→	1,711億円(H30)	→	1,832億円(R1)

#### 医療満足度

- ▶ 概ね順調に推移。

	第1期(H23~26)	→	第2期(H27~30)	→	第3期(R1~4)
医療満足度	41.3%(H26)	→	43.3%(H30)	→	46.0%(R2)

#### 防災士数

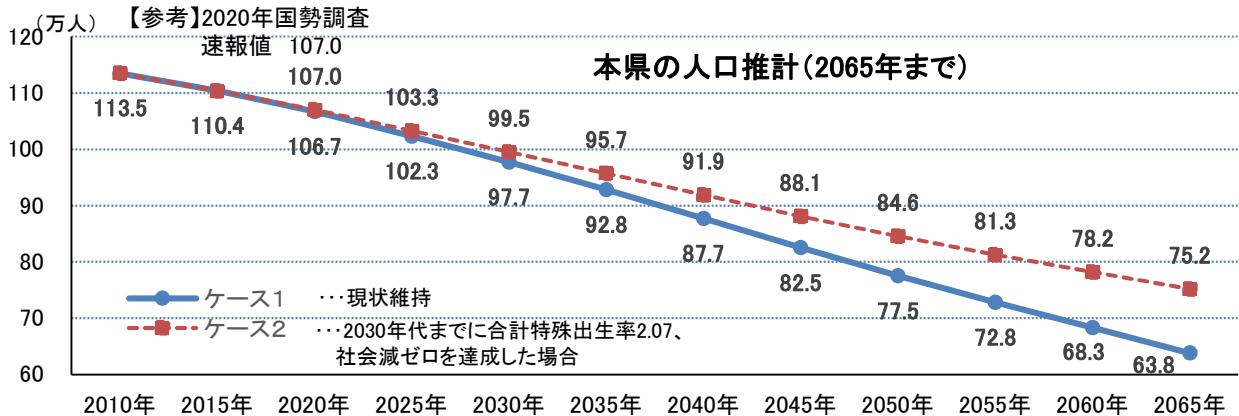
- ▶ H26 → R1では、2倍以上の増加。

	第1期(H23~26)	→	第2期(H27~30)	→	第3期(R1~4)
防災士数	2,454人(H26)	→	4,766人(H30)	→	5,646人(R2)

## 6 長期ビジョン見直しに当たっての主な論点

### (1) 基本認識

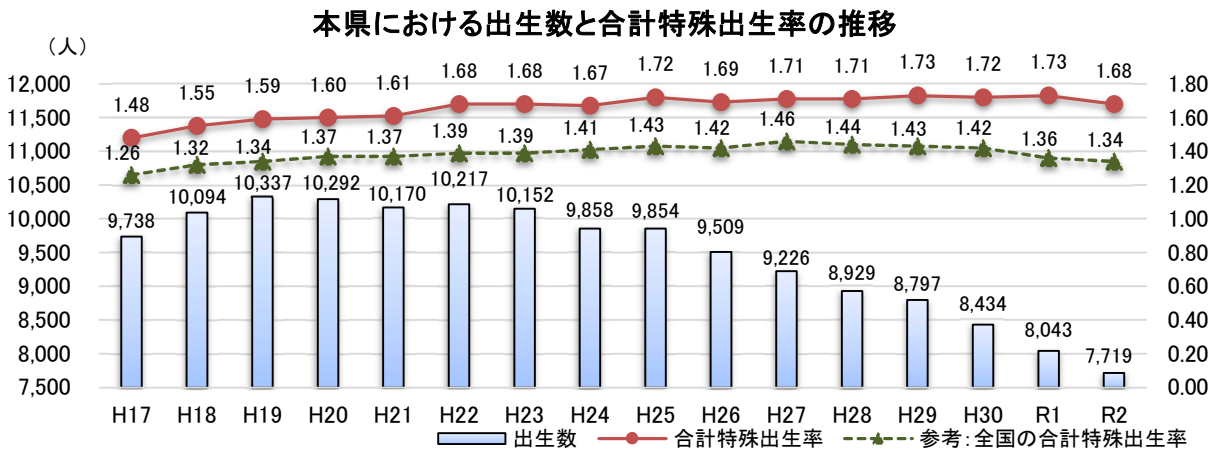
今後も人口減少が続くことを前提としつつ、「新しいゆたかさ」の実現と持続可能な県づくりに向けた施策の再構築が必要。



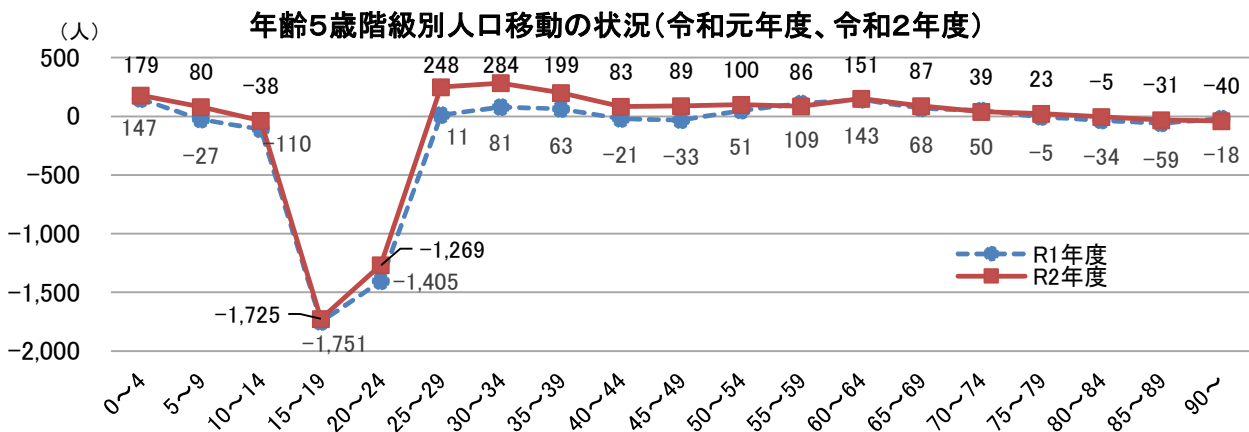
### (2) 人口減少の抑制

人口減少に少しでも歯止めをかけるため、自然減対策、社会減対策の取組を展開しているところであるが、将来推計の前提となる合計特殊出生率2.07と社会減ゼロの達成に向けて、今後どのような対応が必要か、改めて議論する必要がある。

- ①合計特殊出生率の向上だけではなく、出生数の減少をいかに抑制するか。
- ②若者の進学・就職での県外流出の抑制と大学卒業後のUターンを進めるための仕組みづくりをどう進めるか。



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より作成



(出典) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」より作成

### (3) 地域社会の維持

合計特殊出生率2.07、社会減ゼロを達成した場合(ケース2)でも、当面、人口減少が続くことから、人口規模に応じた県づくりが必要。

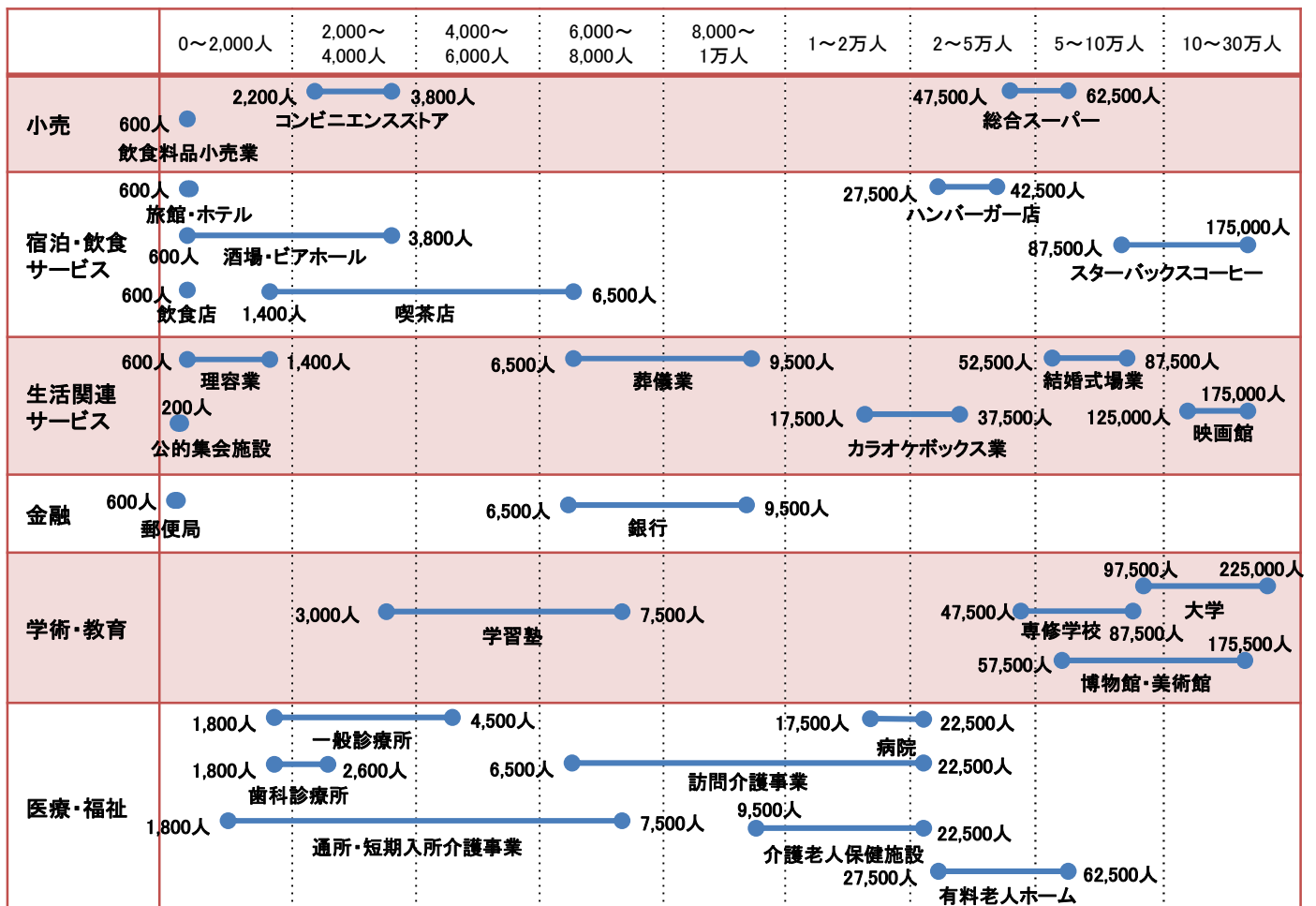
- ①都市機能(行政、教育、医療・福祉、交通など)をどのレベルで確保するのか。
- ②AIやICT等でカバーされる機能は何か。

地域ごとの人口推計(2030年、2060年)

※ケース2の場合

地域名	2015年	2030年	2060年
宮崎・東諸県	42.8万人	41.6万人	36.0万人
日南・串間	7.3万人	5.8万人	3.4万人
都城・北諸県	19.0万人	17.5万人	14.9万人
小林・えびの・西諸県	7.5万人	6.2万人	4.2万人
西都・児湯	10.2万人	8.6万人	5.8万人
日向・東臼杵	9.0万人	7.8万人	5.8万人
延岡	12.5万人	10.6万人	7.3万人
西臼杵	2.1万人	1.5万人	0.8万人

人口規模による産業施設等の立地状況(存在確率50~80%)



(出典) 国土交通省国土の長期展望専門委員会「中間とりまとめ参考資料(2020.10.23)」より作成

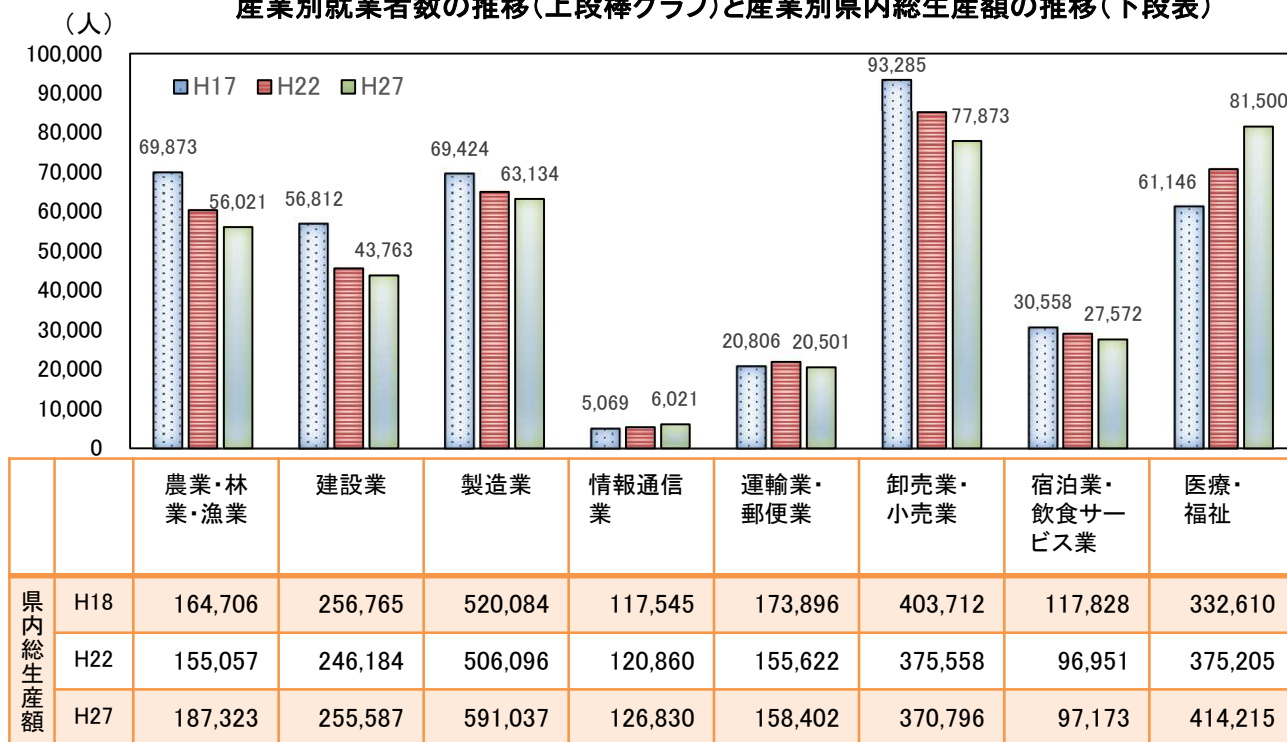
左端: 存在確率50% 右端: 存在確率80%

#### (4) 経済活動の活性化

人口減少に伴い、経済活動の規模は縮小傾向にある一方で、デジタル化やAIの導入などにより、経済活動や働き方が今後大きく変化することが考えられる。

- ① 就業者が不足する中での県内経済の維持・発展をどう図るか。
- ② AI等の科学技術の進展が県内産業にどのような影響をもたらすか。

産業別就業者数の推移(上段棒グラフ)と産業別県内総生産額の推移(下段表)



(出典) 国勢調査、平成30年宮崎県県民経済計算より作成  
 ※産業別県内総生産については、H18、H22、H27データを使用

(百万円)

#### 本県の就業人口推計



(出典) 平成27(2015)年国勢調査の各年齢階層ごとの就業率をベースに推計

#### 科学技術の社会的実現時期の予測

社会的実現時期	科学技術
2027年	建物・インフラ点検を代替するロボット点検化技術
2029年	人間を代替する農業ロボット
2030年	従来的大量生産技術と同等の生産性を有する3Dプリント技術
2033年	小都市の100%再生エネルギーを実現するスマートグリッド制御システム
2036年	変換効率50%を超える太陽電池

(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「第11回科学技術予測調査 S&T Foresight2019総合報告書」より作成

# 令和2年国勢調査（人口速報集計結果）について

統計調査課

## 1 人口

本県の人口は 107万213人（令和2年10月1日現在）  
平成27年から 3万3856人減少

令和2年国勢調査による10月1日現在の本県の人口は1,070,213人で、平成27年の前回調査と比較すると、33,856人（3.1%）の減少となった。

人口の推移をみると、昭和30年までは増加していたが、その後減少に転じ、昭和45年を境に再び増加傾向を示した。平成7年にピークを迎え、その後は減少が続いている。

※ アクシヨンプランにおける目安値（R2.10.1）106.9万人

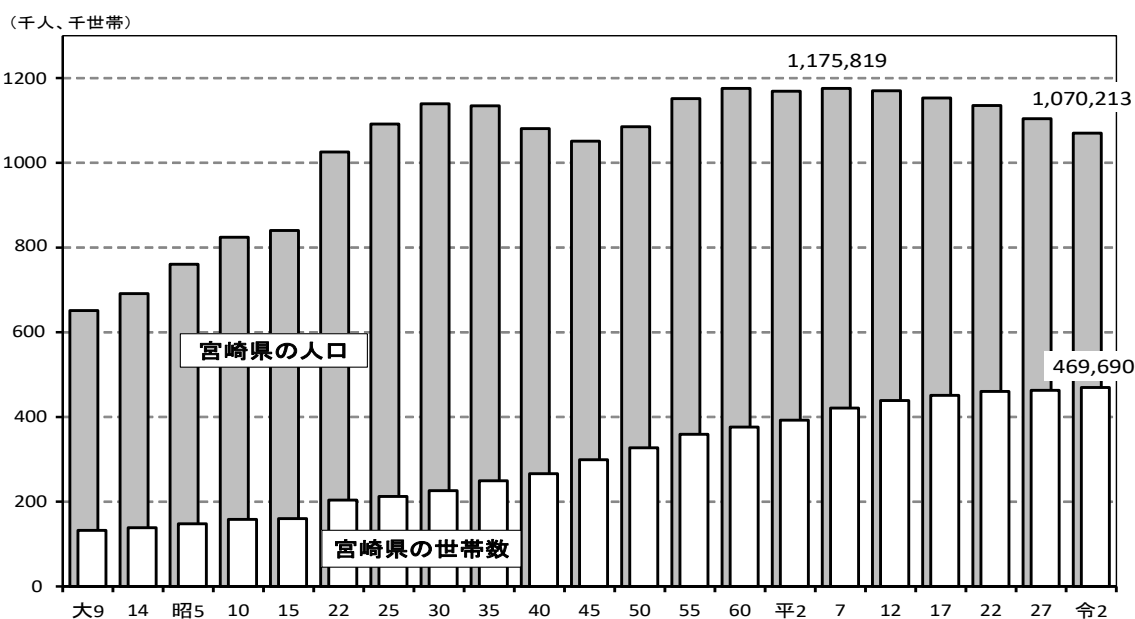
## 2 世帯

世帯数は46万9690世帯で過去最多  
世帯規模（1世帯当たり人員）は2.28人と過去最少

令和2年の本県の世帯数は469,690世帯で、前回調査と比較すると6,832世帯（1.5%）の増加となった。世帯数の推移をみると、第1回（大正9年）調査以降、一貫して増加を続けている。

また、1世帯当たり人員（世帯規模）は縮小を続け、今回の調査では2.28人と過去最少となっている。

宮崎県の人口と世帯数の推移（大正9年～令和2年）



資料：国勢調査による。

# 宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について

総合交通課

## 1 概要

宮崎港・神戸港間のフェリー航路を運行する宮崎カーフェリー株式会社は、長期的、安定的な航路維持のため、令和4年5月及び10月の新船就航に向け、現在、建造作業を進めている。

<参考：新船就航までのスケジュール>

	R2.12	R3.4	R3.10	R4.3	R4.5	R4.10
1隻目（たかちほ）	起工	→	進水	→	就航	
2隻目（ろっこう）		起工	→	進水	→	就航

## 2 経営状況

令和2年度は、長引く新型コロナウイルスの影響を大きく受け、輸送量が、貨物、旅客ともに昨年度を下回っており、特に旅客については、就航地である関西エリアにおける度重なる感染拡大により大幅に減少（△59.9%）している。

### (1) 輸送量

	R元年度	R2年度	対前年比
便数	696便	695便	△1便
貨物	66,353台	60,243台	△6,110台、△9.2%
利用者	174,433人	70,004人	△104,429人、△59.9%
【内訳】一般旅客 (うち団体)	132,303人 (44,154人)	33,416人 (3,228人)	△98,887人、△74.7% △40,926人、△92.7%

### (2) 収支状況

(単位：百万円)

損益計算書 ※1	R元年度	R2年度(見込)	対前年比
売上高	5,609	4,240	△13.7億円、△24%
貨物運賃収入	3,966	3,546	△4.2億円、△11%
旅客運賃収入	1,300	533	△7.7億円、△59%
営業費用	5,347	4,738	△6.1億円、△11%
燃料費	1,964	1,631	△3.3億円、△17% ※コロナによる原油需要減→価格安
営業利益	262	△498	△7.6億円、△290%
経常利益	192	△434	△6.3億円、△326%
償却前営業利益※2	964	183	

※1 宮崎カーフェリー(株)、(株)マリンエージェンシーの合算

※2 会社の資金繰りを示す指標

### 3 経営安定化のための取り組み

#### 【 旅客対策 】

コロナの影響で輸送量が大幅に減少する中、徹底した感染防止対策に取り組み、船での移動に対するマイナスイメージを払拭するとともに、各種利用促進キャンペーンを実施し、需要の回復を図る。

また、新船就航に向けて大型プロモーションを展開し、機運の醸成を図る。

#### 感染対策

- ・ 空気清浄機の導入(R2. 9)や共用部の抗菌コーティング施工(R3. 1)
- ・ 自動発券機やスマートチェックインの導入など非接触対応の推進(R3. 4)

#### イメージ回復

- ・ 感染防止対策 P R 動画の配信(R2～)
- ・ 県が行う P C R 検査事業の活用や相部屋の個室化など船内の安全性向上と船旅のイメージ回復(R3. 7予定)

#### 利用促進、需要回復

- ・ 乗用車割引や個室へのグレードアップなど利用促進キャンペーンの実施(R2～)
- ・ 新船就航に向けた機運醸成のための大型プロモーションを実施(R3. 10～予定)

#### 【 貨物対策 】

経営分析に基づく貨物戦略により、共同輸送の実証事業や県外事務所等の企業誘致活動との連携を強化し、新たな販路の開拓や特に下り荷の確保に努めることで着実な収益の向上を図る。

#### 貨物戦略

- ・ 中小機構が派遣する外部アドバイザーを活用した経営分析(R2～)
- ・ 経営分析に基づく営業戦略の策定(R3予定)

#### 販路開拓・下り荷確保

- ・ 経営分析に基づく季節や曜日に応じた戦略的な運賃設定(R2～)
- ・ 市場調査と共同輸送の実証事業を実施(R2～)
- ・ 県外荷主との実証事業の結果を生かした定期輸送化(R3～)
- ・ 県外事務所等が行う企業誘致活動と連携した荷主とのネットワーク拡大(R3～)

# 宮崎県過疎地域持続的発展方針（素案）について

中山間・地域政策課

## 1 方針策定の趣旨等

### (1) 趣旨

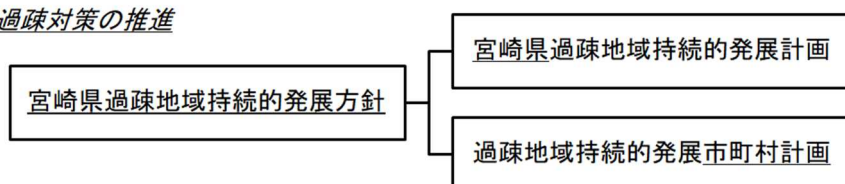
令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（新過疎法）が施行されたことに伴い、同法第7条の規定に基づき、宮崎県過疎地域持続的発展方針（令和3年度～令和7年度）の策定を行い、本県の過疎地域の持続的発展に向けた施策の指針を示すものである。

### (2) 意義

県の定める「宮崎県過疎地域持続的発展方針」に基づき、県及び市町村がそれぞれ「過疎地域持続的発展計画」を定めることができる。

これら過疎計画に基づく、過疎対策事業債を中心とした各種支援措置のもと、引き続き総合的かつ計画的な過疎対策を推進する。

#### 過疎対策の推進



#### 【主な支援措置】

- ・ 過疎対策事業債
- ・ 国庫補助率のかさ上げ  
(保育所、小中学校校舎等)
- ・ 県過疎代行（基幹道路）等

## 2 方針の対象地域及び期間

### (1) 対象地域

過疎市町村 16団体（過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含む。）

特定市町村 1団体（木城町。いわゆる過疎「卒業団体」で経過措置の対象。）

### (2) 対象期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

## 3 今後のスケジュール

令和3年6月下旬	パブリック・コメント開始
7月	方針に関する国（総務省等）との協議
9月	市町村計画案を各市町村議会に提出 県計画案を県議会に報告



## 4 方針の概要

### (1) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

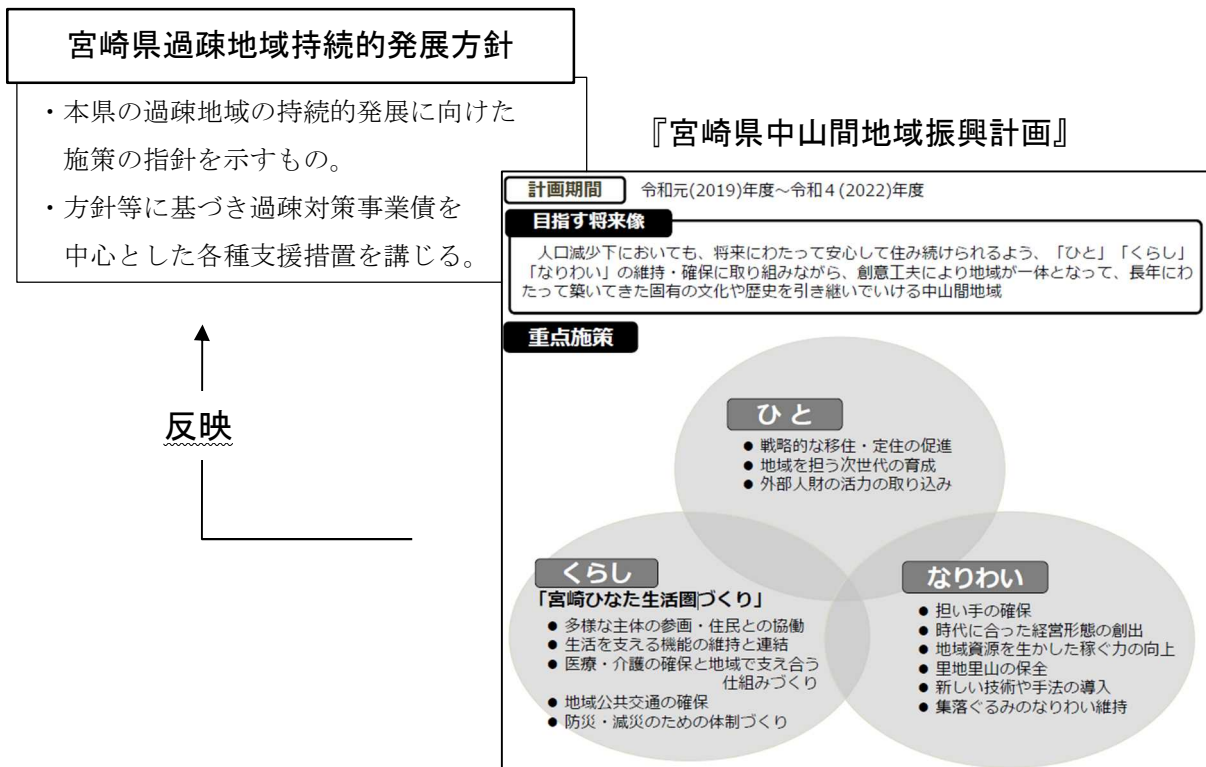
- ① 過疎地域の現状と問題点
- ② 持続的発展の基本的な考え方 ~ 宮崎県中山間地域振興計画を反映

過疎地域において、将来にわたって安心して住み続けられるよう、「ひと」「暮らし」「なりわい」の維持・確保に取り組みながら、持続的発展を目指す。

### (2) 過疎地域持続的発展策の構成

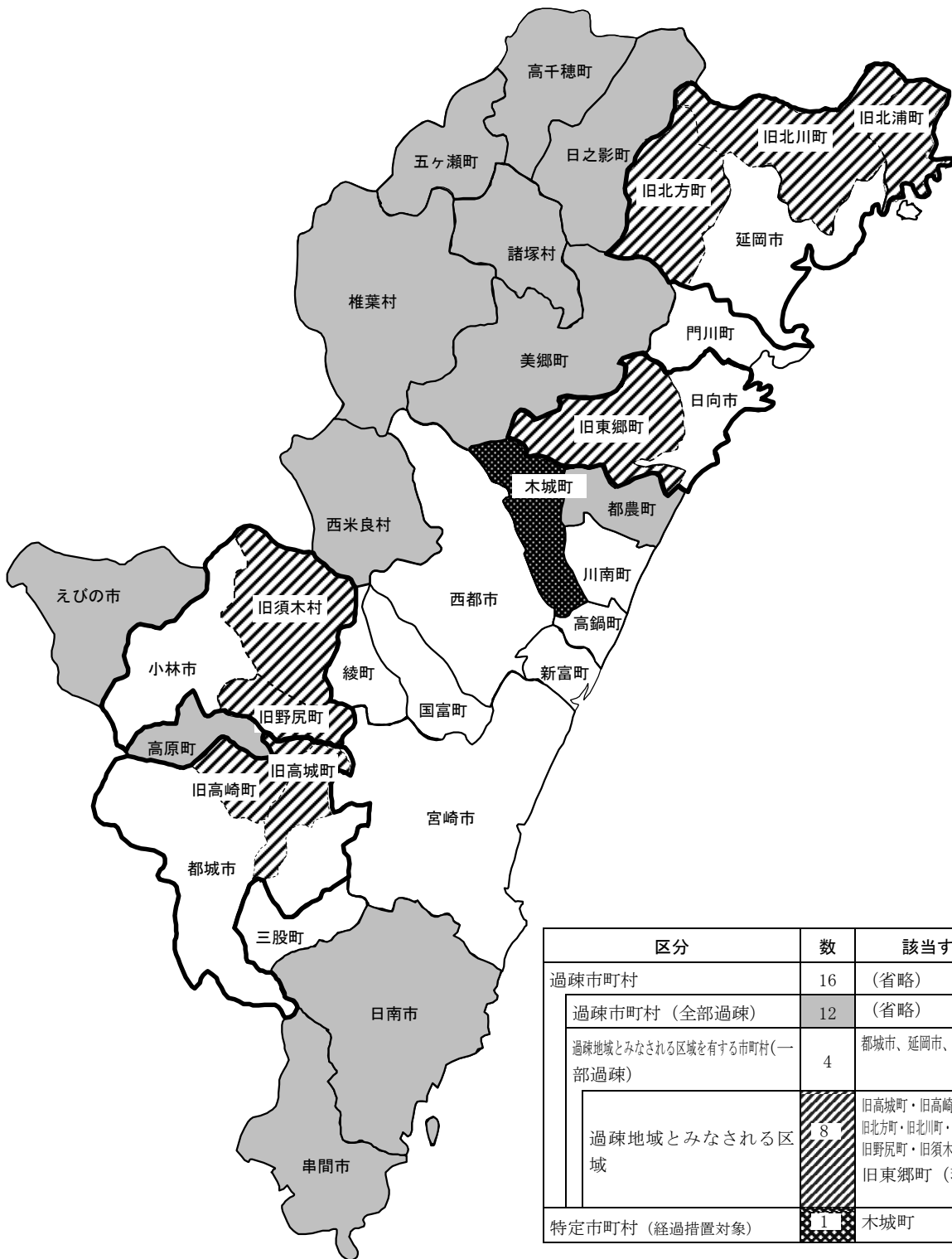
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成・確保</li> <li>② 産業の振興</li> <li>③ 地域における情報化</li> <li>④ 交通施設の整備、交通手段の確保 の推進</li> <li>⑤ 生活環境の整備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健 の増進及び福祉の向上及び増進</li> <li>⑦ 医療の確保</li> <li>⑧ 教育の振興</li> <li>⑨ 集落の整備</li> <li>⑩ 地域文化の振興等</li> <li>⑪ 再生可能エネルギーの利用の促進</li> </ol>
---	---

### 【概念図】



【県内過疎関係 17 市町村】

過疎地域とみなされる区域を有する市町村及び特定市町村を含む。



# 令和2年度の移住実績について

中山間・地域政策課

## 1 移住実績（県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯数等）

○県全体

令和2年度実績 755世帯 (前年度比35.3%増) 1,326人 (前年度比36.3%増)

(参考)

令和元年度実績 558世帯 973人  
平成30年度実績 471世帯 847人

※ 移住とは、「本人（家族）の意思に基づき、定住することを目的に、県外から県内に生活の拠点を移すこと」と定義している。このため、勤め先の都合による「転勤」や、本県の暮らしが一時的なものとなる「進学」による転入などは除く。

○年代別内訳（令和2年度）

年代別 (世帯代表者)	世帯数	構成比(%)
10代	4	0.5%
20代	252	33.4%
30代	224	29.7%
40代	127	16.8%
50代	84	11.1%
60代	31	4.1%
70代以上	13	1.7%
不明	20	2.7%
合計	755	100.0%

○移住前居住地の地域別内訳（令和2年度）

地域別	世帯数	構成比(%)
北海道	4	0.5%
東北	6	0.8%
関東	280	37.1%
中部	60	8.0%
近畿	136	18.0%
中国・四国	41	5.4%
九州・沖縄	214	28.3%
海外	9	1.2%
不明	5	0.7%
合計	755	100.0%

※不明については、本人から回答を得られなかったもの。

## 2 市町村別内訳

(単位：世帯数)

市町村名	H30年度	R1年度	R2年度	市町村名	H30年度	R1年度	R2年度
宮崎市	147	186	246	新富町	7	12	22
都城市	60	98	179	西米良村	0	1	2
延岡市	35	30	44	木城町	2	1	2
日南市	45	28	39	川南町	21	26	26
小林市	24	20	20	都農町	3	17	16
日向市	18	16	23	門川町	3	0	5
串間市	9	19	15	諸塚村	2	2	3
西都市	11	17	9	椎葉村	4	0	7
えびの市	20	26	24	美郷町	3	5	7
三股町	4	1	5	高千穂町	3	6	26
高原町	5	7	12	日之影町	10	12	1
国富町	3	5	2	五ヶ瀬町	5	2	1
綾町	8	4	3	不明	4	12	6
高鍋町	15	5	10	合計	471	558	755

# 「第11次宮崎県交通安全計画」の策定について

生活・協働・男女参画課

## 1 策定の趣旨

交通安全対策基本法により国の交通安全基本計画に基づき策定することとされている都道府県交通安全計画について、第10次計画が令和2年度で終了したことから、今回、新たに第11次計画を策定した。

## 2 計画の概要

### (1) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

### (2) 基本理念

「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築のため、交通社会を構成する三要素（人・交通機関・交通環境）に対する各種施策の推進、先端技術の積極的活用、救助・救急活動及び被害者支援の充実などにより、交通事故のない社会を目指す。

### (3) 目標

道路交通	鉄道及び踏切道
令和7年までに、年間の ・ 24時間死者数 31人以下 ・ 人身事故発生件数 5,200件以下にする。	・ 乗客の死者数ゼロの継続 ・ 運転事故全体の死者数減少 ・ 踏切事故の発生防止

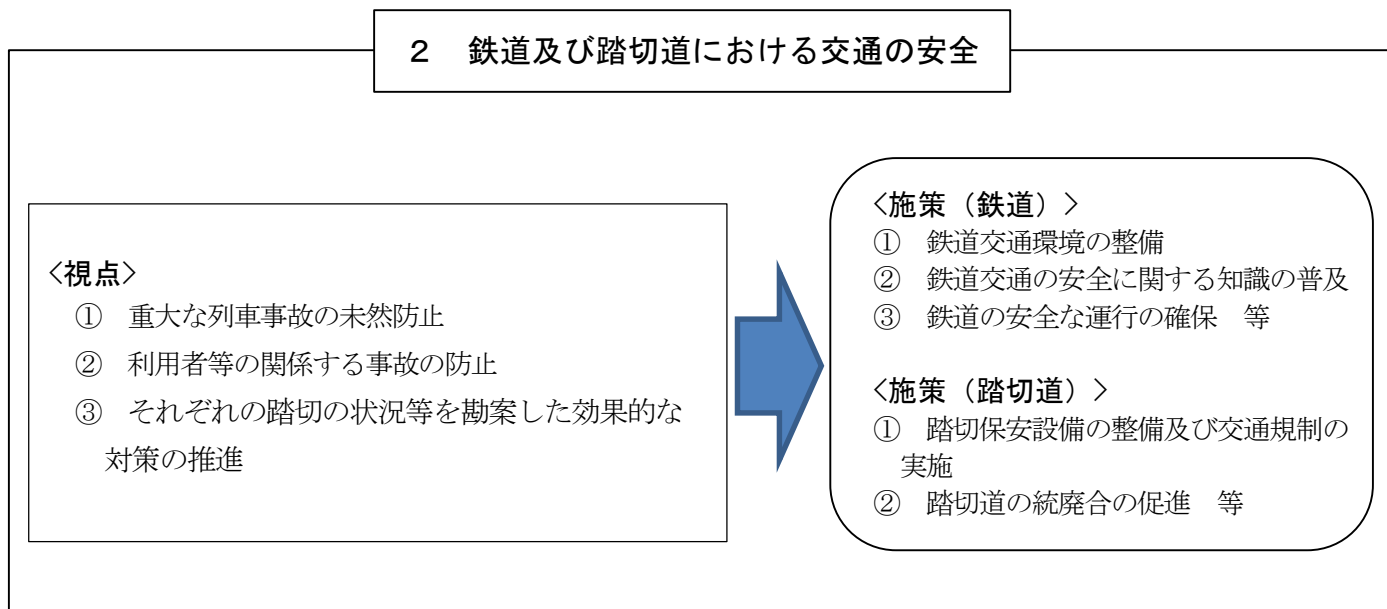
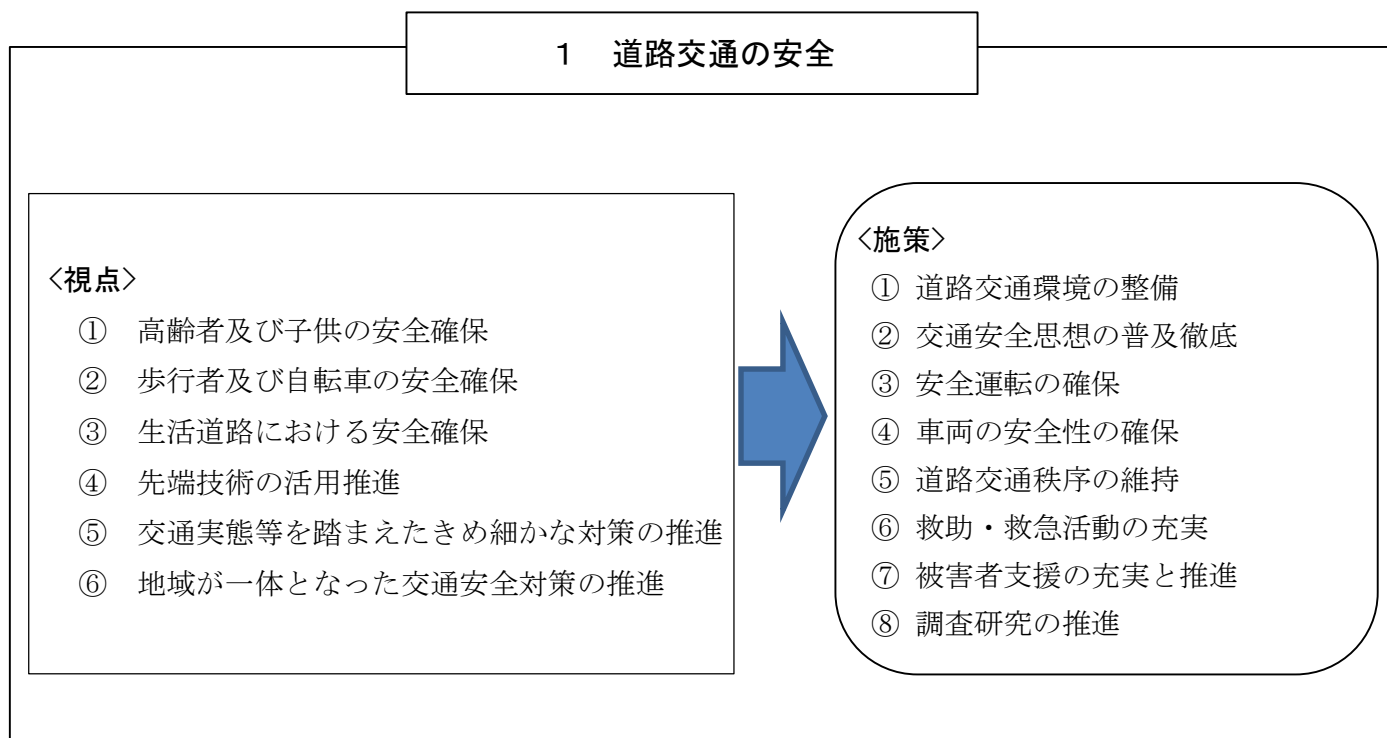
### (4) 視点及び施策の体系

別紙のとおり

## 3 策定の経緯

令和2年11月	宮崎県交通安全対策会議幹事会（書面協議）
12月	11月定例会 総務政策常任委員会 策定の報告
令和3年3月	パブリックコメント
4月	宮崎県交通安全対策会議幹事会（計画案審議）
5月	宮崎県交通安全対策会議（書面審議・計画策定）
6月	6月定例会 総務政策常任委員会 計画の報告

## 「第1次宮崎県交通安全計画」の視点及び施策の体系



## 第4次みやざき男女共同参画プランの策定について

生活・協働・男女参画課

### 1 策定の趣旨

現行の「第3次みやざき男女共同参画プラン」の計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間となっており、今年度で現行のプランが終期を迎えることから、昨年12月に改定された国の「第5次男女共同参画基本計画」及び令和2年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果等を勘案し、新たなプランの策定を行う。

### 2 新たなプランの概要

#### (1) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

#### (2) 計画の性格と役割

男女共同参画社会基本法に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として、本県における男女共同参画推進の基本的方向と具体的施策を示す。

また、第3次プランと同様に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく推進計画を盛り込み、一体として策定する。

### 3 策定スケジュール

令和3年	7月	宮崎県男女共同参画審議会
	8月	庁内検討会議において意見聴取
	9月	9月定例会 総務政策常任委員会 体系案の報告（概要）
	11月	宮崎県男女共同参画審議会
	12月～	11月定例会 総務政策常任委員会 計画案の報告（素案） パブリックコメントの実施
令和4年	2月～	宮崎県男女共同参画審議会 2月定例会 議案提出
	3月	計画決定、公表

# みやざき文化芸術振興条例（仮称）の概要について

みやざき文化振興課

## 1 制定の趣旨

本県では、古事記・日本書紀ゆかりの神話や伝承、神楽などの伝統文化、若山牧水に代表される文学、宮崎国際音楽祭などの音楽、恵まれた自然から生み出される食文化など、本県ならではの豊かな文化芸術が生まれ、育まれてきた。

もとより文化芸術は、生きる喜びをもたらし、県民の心のよりどころとなり、互いに理解し、尊重し合う場を提供するなど、県民一人ひとりに共通する財産である。

そのような認識のもとで、国文祭・芸文祭の開催による文化芸術に対する関心の高まりや文化芸術活動の盛り上がりを一過性のものとせず、全国にも誇り得る本県の文化芸術を将来に継承しながら、文化芸術のもつ多様な価値を生かして施策の総合的な推進を図り、暮らしの豊かさにつなげていくため、条例を制定する。

## 2 条例の主な内容

- (1) 前文（本県の文化芸術の有り様、意義等）
- (2) 基本理念（県民一人ひとりが主体であり自主性が尊重されなければならないこと 等）
- (3) 県の責務、各主体の役割（県民、文化芸術団体、教育機関、市町村との連携）
- (4) 文化芸術に関する基本的施策の方向性
  - 施策を講じる文化芸術の例示（芸術、伝統芸能、生活文化、文化財 等）
  - 文化芸術を実感できる環境づくり（理解と関心の醸成、文化芸術活動の充実 等）
  - 文化芸術を支え、はぐくむ人づくり（子どもの感性等の養成、担い手の育成確保等）
  - 文化芸術を活用した地域づくり（文化芸術を活かした交流の促進、観光の振興 等）
  - 条例に基づく計画の策定 等

## 3 今後のスケジュール

令和3年	6月	6月定例会	総務政策常任委員会	概要の報告
	8月			第2回みやざきの文化を考える懇談会
	9月	9月定例会	総務政策常任委員会	骨子案の報告
	10月			パブリックコメントの実施
令和4年	1月			第3回みやざきの文化を考える懇談会
	2月	2月定例会		議案提出
	3月			条例施行（予定）

# 宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）の制定について

## 人権同和対策課

### 1 制定の趣旨

本県においては、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づき、人権教育や人権啓発の総合的かつ効果的な取組を進めてきた。

しかし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する暴力や虐待、学校でのいじめ、職場でのハラスメント、さらには、外国人、性的マイノリティに対する差別的言動、インターネット・SNS上の人権侵害など、様々な人権問題が生じている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者などに対する不当な差別や誹謗中傷も新たな社会問題となってきた。

これらの問題に対応するため、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける社会づくりを進めることがより一層重要になってきており、そうした理念を共有し、基本的施策を明らかにすることを目的に条例を制定する。

### 2 条例に盛り込む事項（案）

- (1) 目的
- (2) 基本理念
- (3) 県、県民、事業者の責務
- (4) 市町村との協働
- (5) 人権教育・啓発推進方針 等

### 3 制定スケジュール

令和3年	3月	2月定例会	総務政策常任委員会	条例制定方針の説明
	5月～6月			関係団体等からの意見聴取
	7月			第1回有識者委員会
	8月			第2回有識者委員会
	9月	9月定例会	総務政策常任委員会	骨子（案）の報告
	10月			パブリックコメントの実施
	11月			第3回有識者委員会
	12月			法令審査会
令和4年	2月	2月定例会		議案提出
	3月			条例施行（予定）

### 4 全国の条例制定状況（令和3年4月1日現在）

13都府県のうち九州2県（佐賀、大分）



# 国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備について

国民スポーツ大会準備課

## 1 陸上競技場

### (1) 整備概要（県整備分）

#### ① 主競技場（第一種公認陸上競技場）

- ・構造：RC造（屋根部分鉄骨造）
- ・階数：地上4階
- ・延床面積：22,809.73㎡
- ・観客席数：15,000席程度（芝生席含む）

#### ② 投てき練習場

- ・整備面積：14,000㎡程度
- ・附属倉庫：45㎡

### (2) 概算工事費

154億円（造成を含む県発注工事）

### (3) 進捗状況

令和2年 7月 造成工事着手  
令和3年 3月 競技場実施設計完了

## 2 体育館

### (1) 整備概要

- ・構造：RC造（屋根部分鉄骨＋木造）
- ・階数：地上2階
- ・延床面積：12,998㎡
- ・主な機能：メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室、多目的室

### (2) 概算工事費

86.7億円（うち、延岡市民体育館解体費用3.7億円は延岡市が負担）

### (3) 進捗状況

令和2年12月 実施設計完了  
令和3年 3月 入札公告

### 3 プール

#### (1) 事業概要

- ・整備手法：PFI方式
- ・延床面積：13,436.56㎡
- ・主な機能：50mプール、25mプール、トレーニング室、多目的スタジオ、クライミング施設
- ・事業期間：15年間（運営・維持管理）
- ・民間収益事業：敷地面積 約20,000㎡  
定期借地権設定契約（契約期間20年以上50年未満）

#### (2) 事業費

155.9億円（15年間の運営・維持管理費を含む）

#### (3) 進捗状況

- 令和2年11月 入札公告  
令和3年 4月 技術提案書の受付  
令和3年 5月 第4回県プール整備運営事業審査委員会  
令和3年 6月 第5回県プール整備運営事業審査委員会（最優秀提案者の選定）  
事業者決定 ※ 詳細は別紙1参照

### 4 今後の主なスケジュール（予定）

年月	陸上競技場	体育館	プール
令和3年 9月 11月	契約議案提案	契約議案提案	契約議案提案
令和5年 4月		サブアリーナ完成	プール完成
令和6年12月	主競技場・投てき練習場完成	メインアリーナ完成	
令和7年 3月 9月			
令和8年	リハーサル大会開催		
令和9年	国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会開催		

## 県プール整備運営事業者の決定について

### 1 事業者決定までの経緯

- (1) 令和2年11月に総合評価一般競争入札方式による入札公告を行い、令和3年4月の書類提出期限までに2グループから応募があった。
- (2) 令和3年6月に県プール整備運営事業審査委員会において最優秀提案者を選定し、その結果を踏まえて次のとおり事業者を決定した。

### 2 事業者

鹿島建設グループ

代表企業	鹿島建設株式会社 九州支店 (建設・プロジェクトマネジメント)
構成員	大和開発株式会社 (建設)
	株式会社九南 (建設)
	日本管財株式会社 鹿児島営業所 (運営、維持管理)
	シンコースポーツ九州株式会社 (運営)
	米良電機産業株式会社 (プロジェクトマネジメント)
協力企業	株式会社マスジュウ (建設)
	株式会社梓設計 九州支社 (設計・工事監理)
	株式会社岩切設計 (設計・工事監理)
	株式会社那須設計 (設計・工事監理)
	株式会社文化コーポレーション (維持管理)
民間収益事業者	株式会社エムアールティ・ミック (民間収益事業A)
	米良電機産業株式会社 (民間収益事業B)
	大和リース株式会社 鹿児島支店 (民間収益事業C)

### 3 落札価格

15,594,408,800円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

### 4 事業者提案の概要

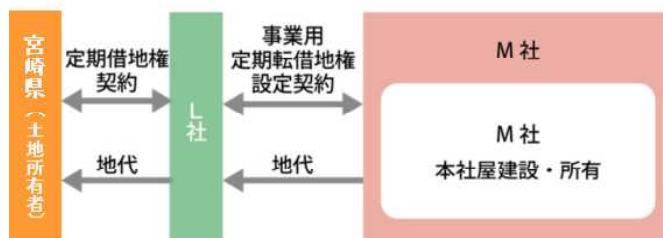
#### (1) プール整備運営事業 (PFI事業)

項目	内容
事業期間	設計・建設：事業契約締結日～令和6年12月 開業準備：令和7年1月～令和7年3月 運営・維持管理：令和7年4月～令和22年3月
施設概要	50mプール、25mプール、トレーニング室 多目的スタジオ、その他関連諸室、クライミングウォール、駐車場等
階数	地上2階
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
延床面積	13,436.56㎡

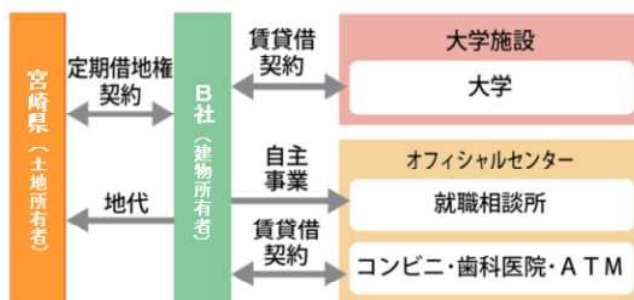
(2) 民間収益事業

事業区分	民間収益事業A	民間収益事業B	民間収益事業C
借地面積	8,900㎡	6,000㎡	4,883㎡
借地期間	50年 <sup>※注</sup>	30年	25年
用途	放送局	大学・オフィシャルセンター	メディカル・飲食モール
借地料	年額	16,020千円	10,800千円
	総額	約1,352,152千円	

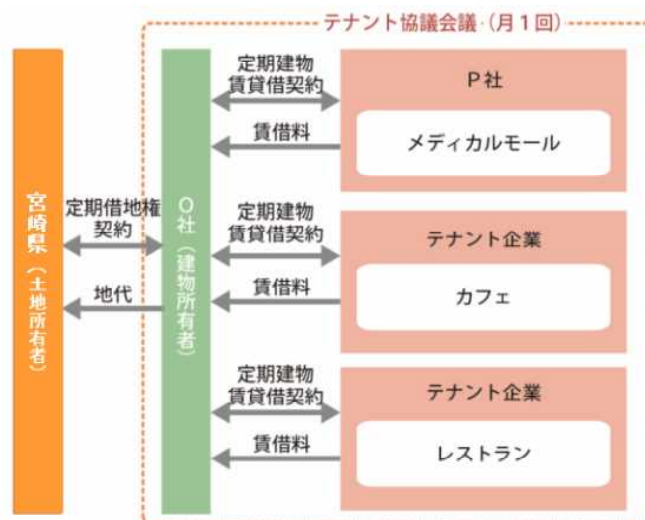
※注：借地借家法に定める事業用地の借地期間（50年未満）を超えない期間



民間収益事業Aの事業スキーム

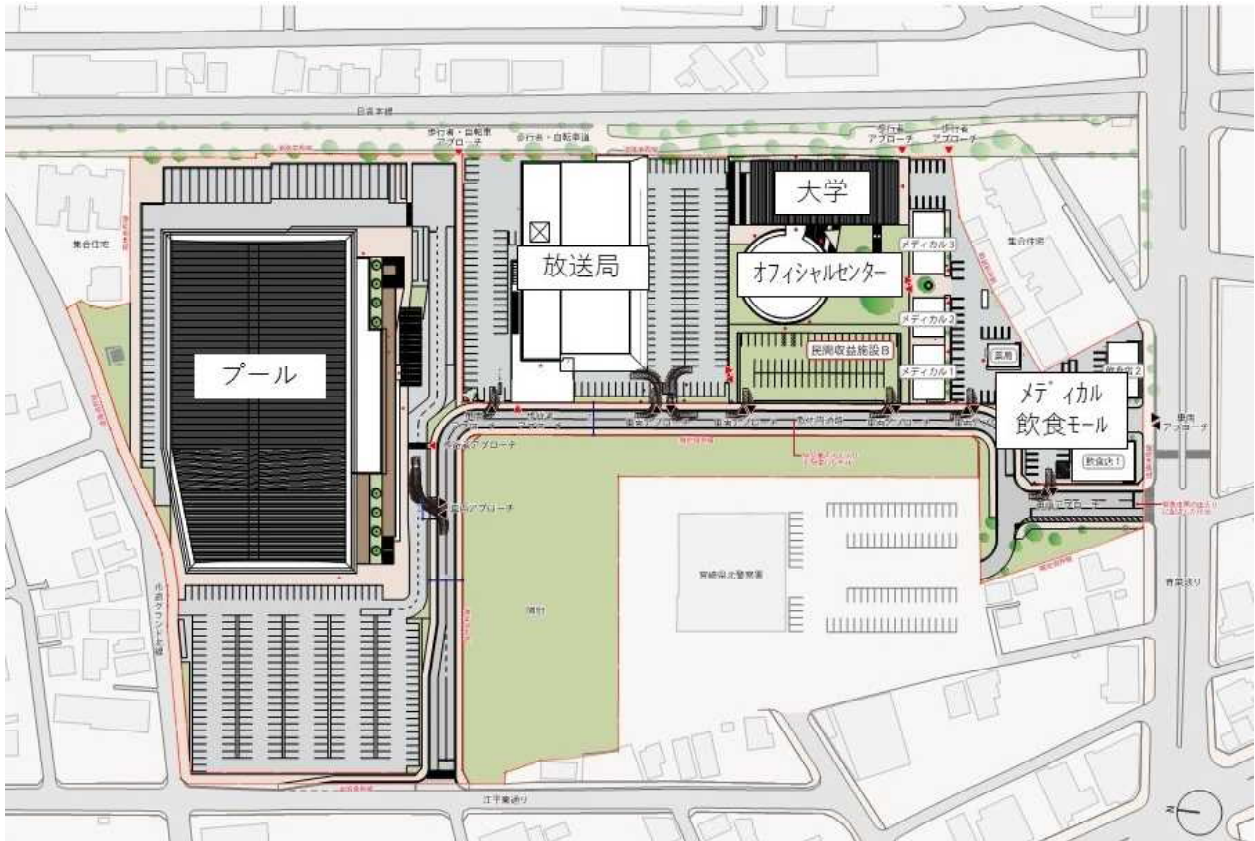


民間収益事業Bの事業スキーム



民間収益事業Cの事業スキーム

### (3) 施設配置計画



整備後



現況

## 5 財政負担額の削減効果

県が自ら実施する場合と事業者提案に基づくPFI事業として実施する場合の県の財政負担額を算出した結果、PFI事業として実施することにより9.86%（1,633百万円）の財政負担額の軽減が見込まれる。

項目	値
① 県が自ら実施する場合の財政支出額	16,571百万円
② PFI方式により実施する場合の財政支出額	14,938百万円
③ VFM（金額）	1,633百万円
④ VFM（割合）	9.86%

※ ①、②の「財政支出額」は、VFM算定のために現在価値に換算したものの。

## 6 県プール整備運営事業の主なスケジュール（予定）

令和3年6月	基本協定の締結
令和3年9月	契約議案提案
令和3年10月～令和6年12月	プール施設の設計・建設
令和7年1月～3月	開業準備
令和7年4月	施設の供用開始

※ 民間収益事業に関するスケジュールは、今後、事業者と協議の上、決定。